

藤ヶ丘文化村自治会規約

第一章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本会は藤ヶ丘文化村自治会と称する。事務所は埼玉県春日部市藤塚、本会会長宅に置く。

(会員)

第2条 本会は、別記区分図に定める住居者及び事業者をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と福祉の増進を図り、共有資産の維持管理に努め、協力して明朗な暮らしそうい生活を営むことを目的とする。

(活動の原則)

第4条 個人の生活を尊重する。

2) 相互扶助の精神を重んじ、本会の目的に服する義務を有する。

3) 自治会運営に当たっては、特定の政治、思想、宗教から中立であること。

第二章 組 織

(班・ブロック・地区)

第5条 班は、別記区分図のとおり十数世帯をもって一つの班を構成する。ただし、班の世帯数が減少した場合は、自治会の要請により隣接する両班の構成世帯が話し合いで合併を合意し、自治会に申請すれば承認する。

2) ブロックは、別記区分図のとおり数班をもって構成する。

3) 地区は、別記区分図のとおり第一地区、第二地区をもって構成する。

第三章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

二役 (会長 1名、副会長 2名)、理事 若干名、ブロック長 若干名、班長 若干名、会計監査 2名

(役員の選出)

第7条 会長は、二役及び理事会にて推薦された者がブロック長会の承認を得て、次期会長となる。

2) 副会長は第一地区・第二地区各 1名を会長の指名により選出し、総会の承認を得るものとする。

3) 理事は会長の指名により選出し、総会の承認を得るものとする。

4) ブロック長は 1ブロックにつき 1名を原則とし、班長の互選により選出する。

ただし、7ブロックはA・Bとして各ブロック長 1名を班長の互選により選出する。

ブロック長に選出された班は、新たに班長を選出する。

ブロック長は、班長の推薦により再選ができる。

5) 班長は 1班につき 1名とし、当該住宅の順次持ち回り制とする。ただし、班長の業務に耐え難いと当該現役 ブロック長及び班長が判断するときは、班を構成する会員との協議により班長を選出するものとする。

6) 会計監査は前年度会計部員以外の 2名を二役が選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の任期)

第8条 会長・副会長及び理事の任期は 2年とし、再選を妨げない。

2) ブロック長及び会計監査の任期は 1年とする。ただし、ブロック長は再選を妨げない。

3) 班長の任期は 1年とする。

4) 役員の任期は会計年度による。ただし、会計年度経過後も定期総会が終了するまでは、前期の役員も引き続き本会の運営に当たるものとする。

5) 役員が任期中において退任した場合は、前条に定める役員の選出方法により選出するものとする。なお、この場合の任期は前任者の残存期間のみとする。

(役員の任務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

また、第一地区・第二地区の統括を分担する。

3) 理事は別に定める活動分野の部長を分担し、これを執行する。

4) ブロック長は、各ブロックの意志及び会務を統括し、別に定める各部の部員として努める。

5) 班長は、各班における会員の意志を統括してブロック長との連絡に当たる。また、別に定める各活動分野の部長の委託によって会員と共に協力するものとする。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が必要と認めたとき、ブロック長会の承認を得て会員の中から委嘱する。

第四章 活 動

(活動内容)

第11条 本会共有資産（集会所・防災倉庫等）の維持、管理をすると共にその費用を分担する。

2) 防犯・防火・防災等の予防・防止活動、及び道路、交通、保険衛生等、生活環境の整備改善を図る。

3) 会員の慶弔・見舞い・災害救助活動と、福祉の増進や会員相互の融和を図る。

4) 市役所をはじめ諸官庁及び地域関連団体との連携・連帶の推進を図る。

(活動の分担)

第12条 活動にあたり、次の各部を設ける。

総務部 広報部 会計部 防災部 環境・福祉部

2) 前条の活動の執行に当たり、各部に部員を置く。ただし、部員はブロック長が自動的に就任する。

第五章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会、ブロック長会、全体班長会、ブロック内班長会及び班会とする。

(総会)

第14条 定期総会は、年1回とし、毎年4月にこれを開催する。

2) 臨時総会は、会長又はブロック長会が必要と認めたとき、及び会員の3分の1以上の要請があったとき、会長が招集する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、原則毎月開催する。

2) 理事会は、執行機関とし、本規約・細則及び総会の決議に従い、本会の運営及び予算に基づく支出に関する決議をするほか、次の議決をする。

ア) 総会及びブロック長会に提出する議案及び報告に関する事項

イ) 翌会計年度の予算案に関する事項

(ブロック長会)

第16条 ブロック長会は、総会に次ぐ決議機関とし、ブロック長及び理事会メンバーで構成し、理事会が必要と認めたとき開催する。

2) ブロック長会は、総会の議案及び本規約に定める事項を審議するものとする。

(全体班長会)

第17条 全体班長会は、本自治会の運営や活動に関する徹底事項がある場合に、必要に応じて会長が招集する。

(ブロック内班長会・班会)

第18条 ブロック内班長会は、ブロック長が必要と認めたとき及びブロック内の班長の3分の1以上の要請又は会長の要請があったとき、ブロック長が招集する。

2) 班会は、班長が認めたとき及び班内の会員の3分の1以上の要請又はブロック長の要請があったとき、班長が招集する。

(会議の成立)

第19条 総会は会員の3分の1以上、理事会、ブロック長会及び全体班長会はそれぞれ定められた役員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ざる場合は、委任状をもって出席とみなすことができる。

(議事運営)

第20条 総会、理事会、ブロック長会及び全体班長会の議長は会長が指名する副会長が当たる。

2) 議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長が決する。

3) 総会の表決権は1世帯1単位とする。

4) 前条の委任状は、出席者の決議に同意するものとする。

第六章 会計

(運営費)

第21条 本会の運営費は、会費その他の収入による。

(会費・入会金)

第22条 本会の会費は、一世帯月額250円とする。

(会費年度)

第23条 本会の会計年度は3月1日に始まり、翌年2月末日に終わるものとする。

(予算)

第24条 理事会は翌会計年度の予算を計上し、ブロック長会の審議を経て総会の承認を受ける。

2) 総会で承認された予算の項目ならびに金額を著しく変更するとき、または補正予算を編成するときは、ブロック長会の承認を得なければならない。

(決算)

第25条 会計部長は会計年度終了後、直ちに決算報告書を作成し、会計監査・理事会及びブロック長会の承認を経て総会の承認を受ける。

第七章 補足

(細則)

第26条 本規約の執行に必要な細則は、ブロック長会の決議による。

(帳簿閲覧)

第27条 本会に次の帳簿を備え、会員の請求により閲覧に供するものとする。

①会長・役員名簿 ②会議録 ③会費徴収台帳 ④現金出納簿・諸証票 ⑤備品所在簿
⑥共有資産台帳及び関係書類

(活動費)

第28条 本会の役員（会長・副会長・理事・ブロック長・班長）には、別に細則に定める役員手当を支給する。

活動に要した交通費等は、活動費として実費を支給する。

2) 市役所、その他外部からの委託された活動による報酬は、自治会に納入しなければならない。

(共有資産の放棄)

第29条 会員の資格を喪失したときは、共有資産の権利を放棄するものとする。

(不測の事態)

第30条 本規約に定めなき事項発生の場合は、ブロック長会の決議により対応する。

(規約の改正)

第31条 本規約の改正は、総会の決議を要する